

諮問第1172号

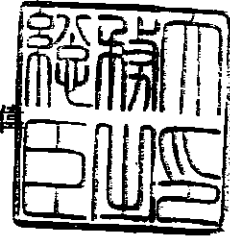
平成19年5月24日

情報通信審議会

会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣  
菅

義信



諮問書

平成19年3月23日付けで、大分ケーブルテレコム株式会社から、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本及び株式会社福岡放送のデジタルテレビジョン放送の再送信を求めて、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項に基づき、総務大臣の裁定の申請があった。

よって、同法第26条の2第3号及び有線テレビジョン放送法施行令(昭和47年政令第441号)第1条に基づき、当該裁定について諮問する。

## 大分ケーブルテレコム株式会社からの再送信同意に係る裁定申請の概要

### 1 申請日

平成19年3月23日

### 2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：大分ケーブルテレコム株式会社（大分県大分市）

代表者：代表取締役社長 佐藤 英生

住 所：大分市大字上宗方1630-13

(2) 申請に係る放送事業者：以下の放送事業者

① アール・ケー・ビー毎日放送株式会社

代表者：代表取締役社長 石上 大和

住 所：福岡市早良区百道浜2-3-8

② 九州朝日放送株式会社

代表者：代表取締役社長 権藤 満

住 所：福岡市中央区長浜1-1-1

③ 株式会社テレビ西日本

代表者：代表取締役社長 寺崎 一雄

住 所：福岡市早良区百道浜2-3-2

④ 株式会社福岡放送

代表者：代表取締役社長 原 章

住 所：福岡市中央区清川2-22-8

### 3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

### 4 再送信しようとするテレビジョン放送

以下の地上デジタルテレビジョン放送

- ・アール・ケー・ビー毎日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・九州朝日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・株式会社テレビ西日本所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・株式会社福岡放送所属北九州テレビジョン中継局の放送

## 5 再送信の業務を行おうとする区域

大分県大分市、由布市、国東市（別紙のとおり）

## 6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

## 7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

## 8 協議の経過

申請者は、平成16年1月から平成19年3月まで、区域外再送信に係る協議を福岡県の放送事業者及び大分県の放送事業者と継続してきた。

## 9 主張

（以下、申請者から提出された申請書を転載。）

弊社と致しましては、デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信につきましても、引続きデジタル放送による再送信を実施することが、視聴頂いています市民の皆様に対する責務として捉えており、デジタル放送の区域外再送信に係る同意を頂きたく福岡民放発局様と協議してまいりましたが、地元民放局様の承諾がなければ同意できないとの主張を繰返される現状となっています。

本来、区域外再送信同意に係る当事者は、福岡民放発局様であり、地元民放局様との協議や承諾が必要であるという主張について、再送信同意制度上において根拠のないものと考えていますが、地元において放送の普及発展のパートナーとしての立場を尊重させて頂く思いで、地元民放局様とも協議を重ねてまいりました。

しかしながら、地元民放局様もデジタル放送の区域外再送信に係る同意については承諾できない、という姿勢を堅持されており、承諾できない理由として、

- （1）放送事業は県域免許である。
- （2）デジタル放送はアナログ放送からの移行ではなく、新しい免許である。
- （3）著作権の問題がある。
- （4）経営に悪影響を与える。

を挙げられており、とりわけ経営に対する影響が強いということを主張されています。

- （1）「県域免許の問題」については、区域内外を問わず再送信による情報伝達

は地域市民、視聴者の方々の要望に応えるものであり、アナログ放送においては平成4年4月から福岡民放発局様より同意を頂き、15年間の永きにわたり再送信を行ってまいりました実績があり区域外再送信の視聴実態も定着しています。

また有線テレビジョン放送法に基づいて、再送信同意を頂いており、区域内外の再送信について適法に処置されています。

アナログ放送での区域外再送信の同意を頂いていたものが、国策によるデジタル放送への移行時に、「デジタル放送は新しい免許であること」を理由に区域外再送信の同意を頂けないことに納得性や説得性はないと考えています。

- (2)「新しい免許である」という理由については、アナログ放送からデジタル放送へと技術が変化するものであって、同意が頂けなくなるような事情変更ではない、と考えています。
- (3)「著作権の問題」については、再送信の同意と著作権法上の許諾については、全く別の制度であり、同意について著作権法上の許諾は必要ではありませんし、又同意があれば著作権法上の許諾があるともいえないと考えています。
- (4)「経営に悪影響を与える」については、同意しないことの正当理由（第104回国会・衆議院・通信委員会における5つの基準）の基準に合致していないことや、自社都合的な理由により区域外再送信の同意を頂けないことについて、権利の濫用ではないかと考えています。

平成16年1月より、デジタル放送の区域外再送信に係る同意につきまして福岡民放発局様並びに大分県の地元民放局様と協議を継続してまいりましたが、当事者間による協議をこれ以上継続しても合意に至る進展はないことを双方ともに確認ができましたので、今回の大臣裁定申請の運びとなるものです。

以上

別 紙

大分市	<p>大分県大分市古国府、羽屋、奥田、豊饒、畑中、市、玉沢、小野鶴、田原、廻栖野、口戸、木ノ上、上宗方、下宗方、横瀬、鬼崎、金池南、上野町、上野丘、上野丘東、上野丘西、顕徳町、大分、大道町、東大道、桜ヶ丘、駄ノ原、南春日町、新春日町、王子新町、田室町、三芳、高崎、青葉台、椎迫、荏隈、永興、にじが丘、金池町、大手町、府内町、荷揚町、都町、城崎町、中央町、高砂町、寿町、新町、末広町、長浜町、錦町、舞鶴町、中島中央、中島西、千代町、新川町、住吉町、中島東、豊町、碩田町、泉町、弁天、豊海、勢家町、東春日町、西春日町、中春日町、王子北町、王子西町、王子中町、王子南町、王子港町、王子町、生石、南生石、浜の市、生石港町、八幡、中津留、花津留、南津留、東津留、岩田町、古ヶ鶴、今津留、東浜、大州浜、西新地、大津町、萩原、牧、牧上町、新栄町、新貝、原新町、日吉町、高松、花高松、向原東、向原西、日岡、高城新町、高城東町、高城西町、高城南町、高城本町、仲西町、寺崎町、三川上、三川下、曲、津守、羽田、下郡、田尻、高瀬、光吉、寒田、旦野原、宮崎、駕野、敷戸北町、敷戸西町、敷戸南町、敷戸東町、敷戸新町、志村、北、浜、城原、坂ノ市、久原、細、里、角子原、大在、政所、竹下、横田、木田、東上野、市尾、屋山、一木、久土、佐野、丹生、金谷迫、賀来、国分、国分新町、東野台、東院、中尾、野田、平横瀬、宮苑、片島、乙津港町、山津町、乙津町、上判田、中判田、下判田、上戸次、中戸次、下戸次、松岡、小中島、鶴崎、家島、海原、三佐、西鶴崎、北鶴崎、中鶴崎、南鶴崎、東鶴崎、丸亀、下徳丸、関園、常行、鶴瀬、南、明野北、千歳、東明野、明野西、明野南、明野東、明野高尾、皆春、森町、横尾、猪野、葛木、小池原、迫、広内、種具、宮河内、丹川、大字野津原、大字廻栖野の全域</p>
由布市	<p>大分県由布市古野、北方、医大ヶ丘、向原、挾間、鶴田、下市、鬼崎、上市 の全域</p>
国東市	<p>大分県国東市武蔵野向陽台、安岐町向陽台、明治、朝来、瀬戸田、矢川、大添、山口、下山口、西本、両子、富清、糸永、山浦、掛樋、油留木、吉松、馬場、美濃部下原、成久、葛巻、中園、塩屋の全域</p>